

●香川県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成21年7月24日から同年8月14日まで一般の縦覧に供する。

平成21年7月24日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 国道（一般）
- 2 路線名 438号
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町中通字皆野 1272番3地先から 仲多度郡まんのう町中通字野口 926番1地先まで	前	4.8~30.8	557	平成16年香川県告示第421号で変更した区域の一部の供用開始及び設計変更に伴う一部区域の追加
	後	12.6~30.8	557	

- 4 供用開始の期日 平成21年7月24日